

平成26年第2回六戸町議会定例会会議録（第3号）

平成26年6月10日（火）午前10時開議

出席議員（12名）

1番	杉山茂夫	2番	附田輝雄
3番	久田伸一	4番	高坂茂
5番	下田敏美	6番	川村重光
7番	河野豊	8番	円子徳通
9番	母良田昭	10番	山本実
11番	金崎盛三	12番	苔米地繁雄

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	吉田豊	副町長	保土澤正教
総務課長	下田正幸	企画財政課長	棟方晃祥
税務課長	円子富浩	産業課長	外山昌彦
町民課長	今出川弘	福祉課長	川村星彦
建設水道課長	松村茂	病院事務長	保土沢定一
会計管理者	高橋寿典	教育委員会 委員長	長根富栄
教育長	櫻田泰弘	教育課長	川村政則
農業委員会 会長	金淵盛一	農業委員会 局長	外山昌彦
選挙管理 委員会委員長	高橋司	選挙管理 委員会 局長	下田正幸
代表監査委員	米内山功	監査委員 局長	山本晃広

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長 山本晃広
総括主査 鈴木健司

事務局次長 畠山正子

議事日程

- 日程第 1 諸報告
- 日程第 2 報告第 1 号 専決処分の報告について
- 日程第 3 報告第 2 号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 4 報告第 3 号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 5 報告第 4 号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 6 報告第 5 号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 7 報告第 6 号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 8 報告第 7 号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 9 報告第 8 号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 10 報告第 9 号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 11 報告第 10 号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 12 報告第 11 号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 13 報告第 12 号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 14 報告第 13 号 繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 15 議案第 28 号 上北地方教育・福祉事務組合理約の変更について
- 日程第 16 議案第 29 号 六戸町企業立地促進条例の一部を改正する条例案
- 日程第 17 議案第 30 号 六戸町手数料条例の一部を改正する条例案
- 日程第 18 議案第 31 号 平成 26 年度六戸町一般会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 19 議案第 32 号 平成 26 年度六戸町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 20 議案第 33 号 工事の請負契約について
- 日程第 21 議案第 34 号 財産の取得について
- 日程第 22 議案第 35 号 六戸町教育委員会委員の任命について
- 日程第 23 推薦第 1 号 六戸町農業委員会委員の推薦について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

会議録署名議員の氏名

9番 母良田 昭

10番 山本 実

会 議 の 経 過

議 長（苫米地繁雄君）

ご起立願います。

おはようございます。

ご着席ください。

本日の欠席議員はおりません。

ただいまの出席議員数は12名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

開議（午前10時00分）

議 長（苫米地繁雄君）

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

議事審議に入る前に、きのうの一般質問で行いました高坂茂君の質問に対する回答の中で、福祉課長から答弁の訂正をしたい旨申し出がありましたので、発言を許可します。

福祉課長。

福祉課長（川村星彦君）

きのうの一般質問の私の答弁の中で、特別養護老人ホームの待機者がいないとの答弁をいたしました。訂正いたします。

養護老人ホームの待機者と間違えて答弁いたしました。町では、養護老人ホームの措置事務をしており、その待機者はおりません。特別養護老人ホームについては、その施設に直接申し込むことになっております。昨年の11月現在の町内の施設への入所希望者は73名と伺っております。申し込みの中には介護度1の方も申し込みをしているようでございます。73名のうち、介護度が5で入所が必要な方は6名と認識しております。

よろしく願いいたします。

議 長（苫米地繁雄君）

それでは、本日の議事日程に入ります。

日程第1 諸報告を行います。

地方自治法第121条第1項に基づき出席要求した者及び委任による出席者の説明につきましては、お手元に配付してあります出席者名簿のとおりであります。

次に、日程第2 報告第1号 専決処分の報告についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（棟方晃祥君）

報告第1号 専決処分の報告についてご説明申し上げます。

5ページをごらんください。

本件は、平成26年2月27日六戸町大字犬落瀬字下久保地内の町道犬落瀬七百線において、道路に落ちていた鉄板により通行車両下部に損傷が生じた事故で、この示談が成立し、平成26年5月9日に損害賠償の額7万6,755円を専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものであります。

なお、損害賠償の額はその全額が全国町村会総合賠償補償保険により支払われております。

以上で、報告第1号の説明といたします。

議長（苫米地繁雄君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（苫米地繁雄君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

以上で、報告第1号 専決処分の報告については終わります。

次に、日程第3 報告第2号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

税務課長。

税務課長（円子富浩君）

報告第2号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、六戸町税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり平成26年3月31日専決処分したので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものでございます。

改正する条例の主な改正点をご説明申し上げます。

説明補足資料1ページからの新旧対照表もご参照ください。

議案のほうは9ページからになります。

今回の改正は、第1条が六戸町税条例の一部改正、そして12ページ中ほどからの第2条が昨年9月議会で可決いただきました六戸町税条例の一部を改正する条例の一部改正であります。

まず最初に、9ページからの第1条六戸町税条例の一部改正についてご説明申し上げます。

第57条の改正及び第59条の改正は、ともに引用する地方税法における条項番号の改正に伴い改正するものであります。

第82条の改正は、軽自動車税の税率における原動機付自転車の規格表示において、0.09リットルとすべきところが0.9リットルと誤っていたため、これを改める改正であります。

附則第6条、附則第6条の2、そして附則第6条の3の改正は、いずれも単に課税標準の計算の細目を定めるものであることから、条例の性格を踏まえ、削除するものであります。

附則第8条の改正は、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例について施行期間を3年間延長し、平成30年度とするものであります。

附則第10条の2の改正は、地方税法の改正に合わせて改正するもので、公害防止用設備、浸透防止用設備、ノンフロン製品等6項目について課税標準の特例、いわゆるわがまち特例が導入されることに伴い、整理・追加するものであります。

10ページの中ほどになります。

附則第10条の3の改正は、地方税法の改正に合わせて改正するもので、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告に、耐震改修が行われた要安全確認計画記載建築物等に対する軽減措置の要件を新規に加えるものであります。

11ページの後ろから3行目になります。

附則第17条の2の改正は、地方税法の改正に合わせて改正するもので、優良住宅地の造成のための土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例について、その施行期間を3年間延長し、平成29年度とするものであります。

附則第21条の改正は、地方税法の改正に伴い、移行一般社団法人等に係る非課税措置の廃

止により第1項を削り、第2項は条文の整理をし直した上で、第1項に繰り上げるものであります。

12ページの6行目になりますが、附則第21条の2の改正は、引用する地方税法における条項番号の改正に伴い改正するものであります。

以上が第1条六戸町税条例の一部改正の説明となります。

次に、12ページの後ろから5行目からが第2条六戸町税条例の一部を改正する条例の一部改正になります。

説明補足資料のほうは9ページになります。

これらは、昨年9月議会で議決をいただいている六戸町税条例の一部を改正する条例について、施行前にあって、地方税法改正に伴う条例改正を受け、条項番号のずれや法律名の変更等所要の改正をするものであります。

13ページ後段からの附則ですが、第1条は施行期日について、第2条は住民税に関する経過措置について、そして第3条は固定資産税に関する経過措置について定めたものであります。

以上で、報告第2号の説明といたします。

議長（苫米地繁雄君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

下田君。

5番（下田敏美君）

9ページですが、第1条、第82条中第1号、0.9リットルが0.09リットルの誤りだという説明ですが、これ昭和47年の施行ですから41年目にして気がついたということになりますけれども、さすがは税務課長だなと思います。私が言いたいのは、この0.9によって課税誤りがなかったかどうか、それを聞きたいと思います。

議長（苫米地繁雄君）

税務課長。

税務課長（円子富浩君）

取り扱いのほうは正しい0.09リットルのほうで取り扱ってきておりますので、誤った賦

課はございません。

議 長（苫米地繁雄君）

下田君。

5 番（下田敏美君）

私も税務課にいましたので、非常に責任を感じますけれども、誤りの。これを機会にもう1回、やっぱりこういう基準記述をチェックしてみる必要があるんじゃないかなとそう思いますけれども。

議 長（苫米地繁雄君）

税務課長。

税務課長（円子富浩君）

おっしゃるとおり、チェックして誤り等があれば、また直していきたいと思っております。

議 長（苫米地繁雄君）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより報告第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(苫米地繁雄君)

ご異議なしと認めます。

よって、報告第2号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第4 報告第3号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

税務課長。

税務課長(円子富浩君)

報告第3号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、六戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり平成26年3月31日専決処分したので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めます。

改正する条例の主な改正点をご説明申し上げます。

説明補足資料10ページからの新旧対照表もご参照ください。

議案のほうは19ページになります。

第2条の改正は、まず第3項において後期高齢者支援金課税額の限度額を2万円引き上げ16万円に改正、第4項においては介護納付金課税額の限度額を2万円引き上げ、14万円に改正するものであります。

第18条の改正は、引用する地方税法施行規則における条項番号の改正に伴い改正するものであります。

第23条の改正は、まず第2条での改正と連動し、限度額を改正するものであります。また、第2号においては、5割軽減の対象となる所得算定における被保険者数の数に世帯主を含める改正と、第3号においては、2割軽減の対象となる所得算定において、被保険者数に乘すべき

金額を10万円引き上げ、45万円に改正するものであり、これらは低所得者に係る軽減措置の拡充を図るものであります。

附則は、施行期日と適用区分について定めるものであります。

以上で、報告第3号の説明といたします。

議 長（苫米地繁雄君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより報告第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

ご異議なしと認めます。

よって、報告第3号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第5 報告第4号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。
担当課長の説明を求めます。

税務課長。

税務課長（円子富浩君）

報告第4号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、六戸町承認企業立地計画に従って設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり、平成26年3月31日専決処分したので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものでございます。

条例の改正内容についてご説明いたします。

議案の23ページになります。

補足資料のほうは12ページの新旧対照表もご参照ください。

第2条の改正は、関係する省令が一部改正されたことに伴い、課税免除の適用期間を平成28年3月31日まで2年間延長するものであります。

附則、この条例は平成26年4月1日から施行する。

以上で、報告第4号の説明といたします。

議長（苫米地繁雄君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（苫米地繁雄君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（苫米地繁雄君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより報告第4号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（苫米地繁雄君）

ご異議なしと認めます。

よって、報告第4号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第6 報告第5号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（棟方晃祥君）

報告第5号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり平成26年3月31日専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

平成25年度六戸町一般会計補正予算（第6号）について、事項別明細書に基づきご説明申し上げます。お手元に配付なっております。

まず、歳入からご説明申し上げます。

事項別明細書の3ページをお開きください。

まず1款町税、4項町たばこ税では、実績額により減額調整をしております。

2款地方譲与税、1項自動車重量譲与税から5ページの11款交通安全対策特別交付金までは、歳入が確定したことから実績額によりそれぞれ増額または減額調整をしております。

12款分担金及び負担金、13款使用料及び手数料では、実績見合いにより調整をいたしました。

7ページから9ページにかけましての14款国庫支出金から15款県支出金につきましては、

事業費との関連において調整をしております。

10ページ、16款財産収入では、実績見合いにより調整をいたしました。

20款諸収入では、実績に基づき調整いたしました。

次に、歳出につきましては、主に事業費の実績見込みの精査のもとに予算調整したものであります。

主な項目についてご説明申し上げます。

13ページをお開きください。

2款総務費、1項総務管理費、5目財産管理費では、財政調整基金積立金1億130万円を追加計上いたしました。

15ページの3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費では、国民健康保険事業特別会計及び介護保険事業特別会計並びに後期高齢者医療特別会計への繰出金を合計で273万3,000円減額計上いたしました。

16ページ、4款衛生費、1項保健衛生費、4目環境衛生費では、例年事業特別会計繰出金を89万8,000円減額計上、続いて、7目病院費に国保病院事業特別会計補助金として120万円を増額計上いたしました。

次の2項清掃費から18ページ、7款商工費までも各事業の実績見合いにより減額調整しております。

19ページです。

8款土木費におきましては、2項道路橋りょう費に除雪経費を主に項の計で1,510万3,000円を増額計上、20ページ、4項都市計画費では、下水道事業特別会計繰出金を406万8,000円減額計上いたしました。

9款消防費、1項消防費では、2目非常備消防費に消防団員出動費用弁償で48万円増額計上したほかは、項の計では707万3,000円の減額であります。

21ページからの10款教育費から11款災害復旧費までにつきましても、公民館費に燃料費及び光熱水費として35万6,000円増額計上したほかは、実績見合いのもと、いずれも減額計上いたしました。

24ページ、12款公債費は財源充当の変更であります。

以上で、報告第5号の説明を終わります。

議 長（苫米地繁雄君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (苦米地繁雄君)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (苦米地繁雄君)

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより報告第5号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (苦米地繁雄君)

ご異議なしと認めます。

よって、報告第5号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第7 報告第6号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

町民課長。

町民課長 (今出川 弘君)

報告第6号 専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり平成26年3月31日専決処分したので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものであります。

平成25年度六戸町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の詳細について、事項別明細書に基づきご説明いたします。

まず、歳入からご説明いたします。

事項別明細書の3ページをお開きください。

1款国民健康保険税では、204万2,000円を減額計上いたしました。

次は4ページです。

2款分担金及び負担金から6ページの12款諸収入までは、歳入が確定したことからそれぞれ増額または減額調整しております。

4ページ、4款国庫支出金、1項国庫負担金では、項の計で2,108万1,000円を増額計上いたしております。

同じく4款国庫支出金、2項国庫補助金では、財政調整交付金として4,536万7,000円を減額計上いたしております。

次は5ページです。

5款療養給付費交付金、1項療養給付費交付金では、146万7,000円を減額計上いたしております。

6款前期高齢者交付金では、2,200万8,000円を増額計上、7款県支出金、1項県負担金では、高額医療費共同事業負担金として80万7,000円を減額計上いたしております。

同じく2項県補助金では、財政調整交付金として2,260万3,000円を減額計上、6ページ、8款共同事業交付金、1項共同事業交付金では、保険財政共同安定化事業交付金等として、項の計で759万6,000円を増額計上いたしております。

また、10款繰入金では事業費との関連で、1項他会計繰入金に一般会計繰入金として129万7,000円を減額計上いたしました。

次に、歳出につきましては、事業費の確定及び歳入との関連で予算を調整してございます。主な項目について説明いたします。

9ページです。

2款保険給付費、3項出産育児諸費では309万円を減額計上いたしました。

続いて10ページです。

7款共同事業拠出金、1項共同事業拠出金では、高額医療費共同事業医療費拠出金及び保

険財政共同安定化事業拠出金の確定により、項の計で1,508万9,000円を減額計上いたしております。

以上で、報告第6号の説明といたします。

議 長（苫米地繁雄君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより報告第6号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

ご異議なしと認めます。

よって、報告第6号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第8 報告第7号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

病院事務長。

病院事務長（保土沢定一君）

それでは、ご説明申し上げます。

報告第7号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり平成26年3月31日専決処分したので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものであります。

平成25年度六戸町国民健康保険病院事業特別会計補正予算（第3号）について、事項別明細書に基づきご説明申し上げます。

事項別明細書2ページをお開きください。

収益的収入及び支出について。

収入、1款病院事業収益、3項特別収益に120万円を不良債務解消分として増額計上いたしました。

以上で、報告第7号の説明といたします。

議 長（苫米地繁雄君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより報告第7号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (苫米地繁雄君)

ご異議なしと認めます。

よって、報告第7号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第9 報告第8号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

建設下水道課長。

建設下水道課長 (松村 茂君)

報告第8号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり平成26年3月31日専決処分したので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めます。

それでは、平成25年度六戸町下水道事業特別会計補正予算(第3号)の主な内容につきまして、事項別明細書により説明いたします。

事項別明細書の3ページをお開きください。

最初に、歳入についてご説明いたします。

4款繰入金、1項他会計繰入金では、一般会計からの繰入金を406万8,000円減額し、項の計で2億3,662万9,000円といたしました。

同じく4款繰入金、2項基金繰入金では、基金からの繰入金を177万円減額し、項の計を866万8,000円といたしました。

次に、歳出については、事業費の確定及び歳入との関連において予算調整したものでございます。

5ページをお開きください。

1款事業費、1項総務管理費では、執行額を精査の上、369万9,000円を減額いたしまし

た。

2項建設事業費では、工事請負費を172万6,000円減額し、項の計を1,503万3,000円といたしました。

2款公債費では、執行額を精査の上、計上しております。

以上で、報告第8号の説明を終わります。

議 長（苫米地繁雄君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより報告第8号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

ご異議なしと認めます。

よって、報告第8号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認するこ

とに決定いたしました。

次に、日程第10 報告第9号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

建設下水道課長。

建設下水道課長（松村 茂君）

報告第9号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり平成26年3月31日専決処分したので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものでございます。

それでは、平成25年度六戸町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）の主な内容につきまして、事項別明細書によりご説明いたします。

事項別明細書の3ページをお開きください。

最初に、歳入についてご説明いたします。

3款繰入金、1項他会計繰入金では、一般会計からの繰入金を382万3,000円減額し、項の計を1億1,424万2,000円といたしました。

次に、歳出につきましては、事業費の確定及び歳入との関連において予算調整したものでございます。

5ページをお開きください。

1款事業費、1項総務管理費では執行額を精査し、238万2,000円を減額いたしました。

2款公債費では、執行額を精査の上、計上しております。

以上で、報告第9号の説明を終わります。

議 長（苫米地繁雄君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (苫米地繁雄君)

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより報告第9号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (苫米地繁雄君)

ご異議なしと認めます。

よって、報告第9号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第11 報告第10号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

福祉課長。

福祉課長 (川村星彦君)

報告第10号 専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり平成26年3月31日専決処分をしたので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものであります。

それでは、平成25年度六戸町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)について、事項別明細書に基づきご説明いたします。

まず最初に、歳入の主な点についてご説明いたします。

事項別明細書の3ページをお開きください。

1 款保険料、1 項介護保険料では、保険料の確定により468万7,000円を減額計上いたしました。

次は、4 ページをお願いします。

5 款国庫支出金、2 項国庫補助金では、調整交付金の確定により493万1,000円を増額計上いたしました。

次に、歳出の主な点についてご説明いたします。

10ページをお開きください。

5 款地域支援事業費、1 項介護予防事業費では項の計で53万5,000円を、2 項包括的支援事業任意事業費では項の計で65万円を、3 項介護予防支援事業費では50万7,000円をそれぞれ事業費の確定により減額計上いたしました。

以上で、報告第10号の説明を終わります。

議 長（苫米地繁雄君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより報告第10号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (苫米地繁雄君)

ご異議なしと認めます。

よって、報告第10号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第12 報告第11号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

町民課長。

町民課長 (今出川 弘君)

報告第11号 専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり平成26年3月31日専決処分をしたので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものであります。

平成25年度六戸町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)の詳細について、事項別明細書に基づきご説明いたします。

補正予算の主なものは、現年保険料及び広域連合負担金の確定によるものでございます。

まず最初に、歳入の主なものについてご説明いたします。

事項別明細書の3ページをお開きください。

1 款後期高齢者医療保険料、1 項後期高齢者医療保険料では、23万4,000円を増額計上いたしております。

3 款繰入金、1 項繰入金では、4万2,000円を減額計上。

続きまして、4ページになります。

5 款諸収入、2 項償還金及び還付加算金では、38万9,000円を減額計上いたしております。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。

5ページになります。

2 款分担金及び負担金、1 項広域連合負担金では、23万円を増額計上いたしました。

3 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金では、38万8,000円を減額計上いたしました。

以上で、報告第11号の説明といたします。

議 長（苫米地繁雄君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより報告第11号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

ご異議なしと認めます。

よって、報告第11号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第13 報告第12号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

町民課長。

町民課長（今出川 弘君）

報告第12号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、平成26年3月31日専決処分をしたので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものであります。

それでは、平成25年度六戸町霊園事業特別会計補正予算（第1号）の主な内容につきまして、事項別明細書に基づきご説明いたします。

最初に、歳入についてご説明いたします。

事項別明細書の3ページをお開きください。

1 款使用料及び手数料に霊園使用料として47万円を増額計上。

2 款繰入金では、一般会計繰入金として89万8,000円を減額計上いたしました。

次に、歳出の主な事項についてご説明いたします。

事項別明細書の5ページをお開きください。

1 款事業費、1 項総務管理費で42万8,000円を減額計上いたしております。

以上で、報告第12号の説明といたします。

議 長（苫米地繁雄君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより報告第12号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (苦米地繁雄君)

ご異議なしと認めます。

よって、報告第12号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第14 報告第13号 繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長 (棟方晃祥君)

報告第13号 繰越明許費繰越計算書についてご説明申し上げます。

60ページをごらんください。

平成25年度六戸町一般会計補正予算(第5号)第2条の繰越明許費につきまして、別紙のとおり翌年度に繰り越しいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

その内訳ですが、61ページをごらんください。

2款総務費、1項総務管理費におきまして、障害者自立支援給付支払等システム導入事業で60万円を翌年度に繰り越したほか、合計で6件、総額3,366万9,000円を繰り越しいたしました。

その財源内訳ですが、未収入特定財源として国県支出金2,471万2,000円、地方債280万円、分担金及び負担金が2万1,000円、一般財源613万6,000円となっております。

以上で、報告第13号の説明といたします。

議 長 (苦米地繁雄君)

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (苦米地繁雄君)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (苦米地繁雄君)

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより報告第13号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (苦米地繁雄君)

ご異議なしと認めます。

よって、報告第13号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第15 議案第28号 上北地方教育・福祉事務組合理約の変更についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

総務課長。

総務課長 (下田正幸君)

それでは、議案第28号 上北地方教育・福祉事務組合理約の変更についてご説明いたします。

64ページをごらんいただきたいと思います。

あわせて、別冊の新旧対照表もごらんいただきたいと思います。

本案は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い、規約の一部変更をするものであります。

内容といたしましては、第14条第1項中の組合の経費支弁方法の基礎として使用する「障害程度区分審査件数」を「障害支援区分審査件数」に改めるものであります。

附則といたしまして、青森県知事の許可のあった日から施行するものであります。

以上で、議案第28号の説明といたします。

議 長（苫米地繁雄君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第28号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (苫米地繁雄君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第28号 上北地方教育・福祉事務組合理約の変更については、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第16 議案第29号 六戸町企業立地促進条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

産業課長。

産業課長 (外山昌彦君)

議案第29号 六戸町企業立地促進条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

65ページをごらんください。

別冊の新旧対照表の13ページもごらんください。

本案は、奨励金の交付割合を増加することにより企業立地を促進し、産業振興と雇用の拡大を図るため改正するものであります。

改正の内容は、当町の都市計画法に規定する工業専用地域及び準工業地域に工場等を新設する企業に対し交付する奨励金について、第4条に規定する奨励金の額を用地取得価格の「100分の30以内」から「100分の40以内」に割合を引き上げるものであります。

附則では、施行期日を交付の日からとするものであります。

以上で、議案第29号の説明とします。

議 長 (苫米地繁雄君)

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

高坂君。

4 番 (高坂 茂君)

説明の内容はよくわかりますけれども、この補足資料の見方というんですか、この中身について、ちょっとご説明いただきたいと思います。

現行の100分の30、これは多分、今の金矢工業団地に立地する企業のことだと思います。そして、それは100分の40、1割増しということなんです。それから、限度額が3,500万円、そして改正後も3,500万円ということは、3,500万円はふえていないわけです、100分の40の中身の中で。

もう1点、第1号の企業、それから線引きして、第2項の企業、この線引きはどういうふうになっているのか、我々これちょっと中身説明を受けないとわかりませんので、この2点、100分の30で3,500万円超すのかどうか。100分の40、これは例えば県の規定とか、他の自治体にこういうふうな規定があるのかどうか、それに倣って改正したのかどうか。そこら辺をちょっと説明いただきたいと思います。

議長（苫米地繁雄君）

産業課長。

産業課長（外山昌彦君）

まず、別冊の補足説明資料の見方ですけれども、割合については100分の30以内を100分の40以内と、割合を引き上げるものですが、限度額の3,500万円については同じ改正はないということです。

具体的に申し上げますと、土地取得価格の100分の30、140で計算した場合に、その金額が2,000万円だとすれば、その限度額の範囲内で2,000万円の交付となりますが、計算した結果が例えば5,000万円というふうな額になりますと、限度額が3,500万円になっておりますので、3,500万円の交付というふうなことになります。

もう1点の1号の企業については、事業の種類が研究開発型企业及び日本標準産業分類の製造業の業種に係るものです。それと、2号の企業というものは、事業の種類が製造業で、規則で定めるといふふうなものの業者となります。

以上で、説明終わります。

議長（苫米地繁雄君）

高坂君。

4 番（高坂 茂君）

ここ確認なんですけれども、100分の30を40に変えたということは、今の金矢の工業団地に立地する企業のことを配慮してのというふうに理解してよろしいのでしょうか。それとは違う、そこ最後に確認。

議 長（苫米地繁雄君）

町長。

町 長（吉田 豊君）

ただいまの件でございますが、たまたま偶然、今、立地のことがお話があるわけでございますけれども、これは国のほうがそのような形で変わったということでありまして、今、六戸町に来るからこういうふうに変ってくるということではございません。偶然たまたまこの時期にこういうふうなものが出てきたということでございますので、ただ、出すべき金額は、今、課長が説明したとおりで、限度額ということからまいりますので、直接はこれに関係ございません。

議 長（苫米地繁雄君）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第29号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (苫米地繁雄君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第29号 六戸町企業立地促進条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第17 議案第30号 六戸町手数料条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

建設下水道課長。

建設下水道課長 (松村 茂君)

議案第30号 六戸町手数料条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

六戸町手数料条例の一部を次のように改正するものでございます。

別冊の補足資料14ページをごらんください。参照にしてください。

今回の改正は、青森県屋外広告物条例の一部を改正する条例が施行されることに伴い、改正するものでございます。

主な内容につきましては、青森県屋外広告物の許可に「期間の更新に係る許可」、「掲出物件の変更若しくは改造の許可の申請に対する審査」を加えるものでございます。

附則として、平成26年8月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第30号の説明を終わります。

議 長 (苫米地繁雄君)

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長（苫米地繁雄君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第30号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第30号 六戸町手数料条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第18 議案第31号 平成26年度六戸町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（棟方晃祥君）

議案第31号 平成26年度六戸町一般会計補正予算（第1号）について、事項別明細書に基づきご説明申し上げます。

最初に、歳出についてご説明いたします。

事項別明細書の5ページをお開きください。

まず、2款総務費では、1項1目一般管理費に庁舎男子トイレ小便器給水管改造工事ほかで302万9,000円を追加計上、7目企画費に下町町内会並びに通目木部落常会の2団体に対するコミュニティ助成事業補助金299万9,000円を増額計上。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費に臨時福祉給付金事務等の時間外勤務手当ほかで、目の計で89万円を増額計上、2項児童福祉費では、1目児童福祉総務費に六戸児童館大規模改修工事の工事単価入れかえに伴う工事費の増額と、保育所等整備事業の補助対象経費の増額等に伴う補助金の増額で、目の計で1,463万7,000円を計上。

次のページ、6款農林水産業費、1項農業費では、3目農業振興費に農業用ため池一斉点検及びデータベース構築業務委託ほかで124万2,000円、先般の大雪による被害農業者に対する経営体育成支援事業補助金230万2,000円及び青年就農給付事業補助金300万円を増額計上、5目農地費に農地中間管理機構受託事業経費を目の計で211万円追加計上。

7款商工費です。1項2目商工振興費にメイプルふれあいセンター電気温水器工事ほかで50万8,000円を追加計上。

7ページになります。

10款教育費では、1項教育総務費、3目教育指導費に中学生海外派遣事業負担金21万4,000円増額計上、2項小学校費、3目学校建設費に小学校講堂天井耐震化工事実施設計業務ほかで330万5,000円を追加計上、5項保健体育費、3目海洋センター運営費では、海洋センター塗装工事取りやめに伴い、392万円減額計上いたしました。

次に、歳入につきましてご説明いたします。

3ページにお戻りください。

今回の補正の財源といたしまして、14款2項国庫補助金に国庫補助から県補助への変更などで、項の計で6,665万2,000円の減額計上。

15款2項県補助金に国庫補助から県補助への変更及び交付額や事業の追加により、項の計で7,838万8,000円を増額計上。

19款繰越金に前年度繰越金1,541万6,000円を計上。

4ページ、20款諸収入、4項受託事業収入では、農地中間管理機構受託事業収入で211万円を追加計上。

同じく5項雑入では、B&G財団地域海洋センター修繕助成金を196万円減額計上、コミュニティ助成事業交付金の内示により、199万9,000円の増額計上であります。

以上で、議案第31号の説明といたします。

議 長（苫米地繁雄君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

河野君。

7 番（河野 豊君）

児童福祉費のところ、これ何ページだ、こっちの大きいほうの71ページです。児童福祉費のところ、補正額が1,463万7,000円ですか。先ほどの説明によりますと、六戸児童館の改修にかかわるもので増額していますということですが、この件につきましては、予算委員会のほうで、私のほうで1室ずつ、いわゆる改造していく関係上、割り増しはないのかという質問をした経緯があります。その回答については、町長のほうから入札時まで一応検討いたしますということですが、ここにかかわる部分の補正ということによろしいのでしょうか。

議 長（苫米地繁雄君）

副町長。

副町長（保土澤正教君）

ただいまの質問の件でございますが、予算委員会で1室ずつ工事をする場合に非常に効率が悪いので、その辺は反映されていますかというふうなご質問がございました。答弁といたしましては、歩掛りの中で考慮されているものか、あるいは少し余裕を持って工期をとって、その諸経費の増等で補うのかと、どちらかになるか発注までに検討いたしますというふうなことでお答えしたと思います。もちろん今回の補正の金額の中には、その工期を少し長めにとり、諸経費の増加分も含まれておりますし、単価の入れかえ等の経費の増、そういうものも含まれております。

以上です。

議 長（苫米地繁雄君）

河野君。

7 番（河野 豊君）

大変ありがとうございます。やっぱり工事の種別というんですか、工事をする対象物というんですか、そういうものにおいてはやっぱり非常に手間暇がかかるものの中にはあるんですね。行政側としては、そういうところはやっぱり真摯に見ていただくことが産業の育成というんですか、そういうことにつながっていきますので、今回は本当にありがとうございましたという言葉なんですけれども、今後におきましても、そういうことがあったときには、やっぱり余り窮屈な予算で、はい、どうぞということにならないようなやり方を今後ともよろしく願いいたします。

議 長（苫米地繁雄君）

回答いいですね。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第31号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（苫米地繁雄君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第31号 平成26年度六戸町一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第19 議案第32号 平成26年度六戸町国民健康事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

町民課長。

町民課長（今出川 弘君）

議案第32号 平成26年度六戸町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、事項別明細書に基づきご説明いたします。

事項別明細書の3ページをお開きください。

今回の補正予算の主な内容は、現在使用している国保の報告システムが6月30日をもってサポートが終了するため、新しいシステムにバージョンアップするため予算計上するものであります。

最初に、歳入についてご説明いたします。

4款国庫支出金、2項国庫補助金の1目財政調整交付金として95万1,000円を増額計上いたしております。

次に、歳出についてご説明いたします。

1款総務費、1項総務管理費に委託料として95万1,000円を増額計上いたしました。

以上で、議案第32号の説明といたします。

議長（苫米地繁雄君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第32号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第32号 平成26年度六戸町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第20 議案第33号 工事の請負契約についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（下田正幸君）

議案第33号 工事の請負契約についてご説明いたします。

本案は、次のとおり工事請負契約を締結するものであります。

なお、別冊の補足資料15ページから18ページもあわせてごらんください。

1、工事の表示。

（1）名称、町民バス車庫建設工事。

（2）場所、青森県上北郡六戸町大字犬落瀬字前谷地地内。

2、契約金額 8,856万円。この金額は消費税を含むものでございます。

3、契約の相手方、住所、青森県上北郡六戸町大字犬落瀬字千刈田2番地8号、会社名、株式会社佐藤建設工業、代表者名、代表取締役佐藤純一。

以上で、議案第33号の説明といたします。

議長（苫米地繁雄君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

10番、山本君。

10番（山本 実君）

8,200万円で落札しているわけでありましてけれども、この（株）福萬組が失格になっているわけでありましてけれども、この失格になった理由は何だったのか。

それから、予定価格は幾らで、それに対する落札率が何パーセントであったのかお尋ねいたします。

議長（苫米地繁雄君）

総務課長。

総務課長（下田正幸君）

それでは、ご質問にお答えします。

福萬組さんが失格ということなんですが、これに関しては時間に間に合わなかったということ失格となっております。

それから、落札率、予定価格ですが、今、手元に資料ございませんので、後ほど報告したいと思います。

以上でございます。

議長（苫米地繁雄君）

山本君。

10番（山本 実君）

福萬組の失格になったことはわかりました。

8,200万円のお金を動かすわけでありますから、手元に資料がないという、ここ議場なわけですから、そういうふうなものは常にすぐ答弁ができるみたいな状態をつくっていただきたい。今後そういうふうなことがないようにお願いしたいと思います。

いわゆる予定価格とか落札率というものは、今、公表されているわけでありますから、何らそれに対して、公表することについては問題はないわけでありますから、ひとつよろしくお願いいたします。

議長（苫米地繁雄君）

高坂君、よろしいですか。同じ質問でした。

河野君。

7 番（河野 豊君）

私のほうからは入札の参加者ですけれども、町の内規だとか、いろいろ金額の面だとか、この業者を見ますと得意業者というふうに理解しております。ただ、町の建設関係の育成という観点では、やっぱり町の業者も多少入れていかないと、その得意業者というのは基本的にはわかります。ところが、町にその他に建築をやっている業者さんは、じゃ、どこへ行ってそういう実績を積みばいいんですかということになるんです。結局、社会システムがもう上位のものはいつまでたっても上位、下位のものはいつまでたっても下位というふうな形のシステムになってしまっているのかなと。要するに、地元で一生懸命頑張っている人たちがどこへ行って、じゃ芽を出せばいいんですかと。要は、芽を出すステージがないんです。このことについてあだこうだと言うつもりはございませんけれども、要するに、これから伸びていこう、一生懸命やっっていこうという人たちが、じゃ、どこで報われていくのかということも一義あると思うんです。

しゃくし定規に、この工事については得意ですよというふうな決め方をしてもいいんです、それはそれで、町の考え方ですから。だけれども、じゃ、これから仕事を始めて、一生懸命やって幾らかでも木々を伸ばして、町のため社会のためにやっっていこうという人もたくさんいると思うんです。そういう人たちが伸ばすそのステージが全く与えられない。与えられないということは、何ぼ頑張っても上に行けないということです。そういう社会システムでいいのかという疑問は生じてきますよね。ですから、今後においては、やはり町の業者も、頑張っている

ところ何社かぐらいは参加させて、そういう機会を与えていくべきだと私は考えますけれども、町長どう思いますか。

議 長（苫米地繁雄君）

町長。

町 長（吉田 豊君）

理想論としてのご意見を今聞いたような気がいたします。考え方としては、そうあればいいだろうと私自身も思います。

しかし、現実問題といたしまして、私どもはこのように捉えていただきたいんですが、業者の方をどうこうということではございません。私どもは、業者の前に、今、与えられたこの業務を正確にやれるか否かということからスタートしなければなりません。ですから、よくランクを役所のほうがつけるつけると、こういう言い方いたしますが、私どもは好きこのんでどこを選んでいるわけではなくて、実績という部分があります。その実績という部分の積み重ねというのは、私ども役所が与えているものではなくて、やはりそれぞれ頑張っている業者さんが、それぞれの努力の中であってその成果を生んで、その示された数値が私どもが判断させていただいているということになるかというふうに思います。地元の業者という方々が皆さんでやっていただけるならば、それにこしたことはないんですが、その後に、実際は十分にできなかったということがあっては、後の祭りでは済みません。

公の責務として、やはりそれ相応に確約できるであろう範囲をたまたま定めているということでございますので、今ご意見のありました部分は、私もご指摘には同様に思います。しかし、これをしっかりとその技術だとか、いろいろな意味合いの中においてやっていただけるであろうという尺度の中でのことでございますので、意味は理解しておりますから、他の部分において、実際は随契や何かでたけたところとどこの地域であろうともやったほうがものよくできるかもしれないというのも、もしかしてあるかもしれません。しかし、私どもとしては、そのような発注すべき工事の中で、六戸町に存在するのであれば、今お話があったような、何とかこれやってみてくれませんかというような意味合いの中で、そういう方々をお願いしているつもりでございますので、今、この件に関してではなく、それぞれの部分は、その趣旨は、気持ちをつかまえてやっておりますので、こういう大きい場合における責務だとか、いろいろな関連出てきますけれども、ご存じだと思いますけれども、そういう部分はこのような形で

やっていることをご理解賜ればありがたいなというふうに思います。

議 長（苫米地繁雄君）

河野君。

7 番（河野 豊君）

町長が言っていることは十分理解はしますけれども、他方、他の自治体を見ますと、育てるというやり方はあるんです。それはどういう方式かという、JV方式なんです。JVを組んでもらって、大きいところと小さいところと組ませてやるんですけれども、そうすると実績として残るんですよ。残ります。残りますと、それを足がかりにして、県の仕事だとか、はたまた国の仕事だとか参加できる、そういうステージができるんです。ですから、やっぱり育成という意味と地元雇用というんですか、そういう大きな考えのもとになれば、私はそういうことも可能だと思うんですね。やっぱりそういうことをやっていただかない限りは、今のこの状況から言いますと、得意業者はどこまでも仕事はある。それ以下の業者は全くゼロ。小さい仕事はあるかもしれません。ですから、そういう観点から考えますと、やはり発注の仕方そのものをもう1回町として何か考慮する余地はあるのかなと思っているんです。その辺、町長どうですか。

議 長（苫米地繁雄君）

町長。

町 長（吉田 豊君）

おっしゃるとおりだと思います。JVを組んでいただいてやっていくような形があれば、私どもそのような備えといいますか、そういう部分に向かうことは可能だなというふうに思っております。かつて、若干JVがあれば幸いだなど、期間的状况もなく苦勞したことがございますので、六戸町がそのようなことをしていないというのは、確かに準備をしたほうがいいかもしれません。

しかし、それにつきましても、業者の方々はこのようにやってほしいということとJVを組んでいいということ。今お話の中でいきますと、相反するような意味合いの中で両方を主張されますので、私どもとしてはどちらをひいきというわけにはいきませんので、今の現行でい

っているということでございます。

今ご意見ありますので、なかなかJVを組んでの大きい事業というのは、六戸ではそうないんですけども、今後においてJVというやり方の中でやっていくことのほうが私がかえっていいのかなと。しかし、実際に携わる方々はそれに対してどのように思うか否かは、私ども役所サイドとしては知る範囲の中ではないというふうに思っておりますので、このたびのご意見は、私ども捉えた中で、備えるべき状況はどうかは検討してみたいなというふうに思います。

議 長（苫米地繁雄君）

河野君。

7 番（河野 豊君）

前向きな答弁ありがとうございました。

私も関係者の1人としてあちこち工事に携わっていますけれども、JVを組んで工事ミスが発生したというのは、正直聞いたことございません。それはなぜかという、やはりある程度の規模になると、設計監理もちゃんとつきます。図面だとかそういうことがきちんと上がってきた上でないと工事が進行できません。監理するほうもやっぱり責任があるわけですから、きちんと監理します。ですから、JV組んだからお粗末な仕事ができるなんていうことは、これは到底、今の時代では考えられません。もし、そんなことがあったとしたら、もうその業者は延々と除外されるわけですから、ですから、そういうペナルティーがあるということも当然わかっているわけです。ですから、そういうこともまずあり得る話ではないと私は思っていますので、今後においては、やはりステップアップができるステージを何とか、六戸町の業者は六戸の町で実績を積まない限りは、他の地域で実績を積むなんていうことはあり得ません。できません。ほかの地域から指名されるなんていうことは100%ありません。そういうことも踏まえて、ぜひともステップアップできるステージをぜひ提供していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

議 長（苫米地繁雄君）

町長。

町 長（吉田 豊君）

別にJVに疑問を持っているわけではございません。先ほど申し上げたように、JVでしつかりとやっていくほうが、多面性を持っていくほうが精度はもしかすれば高くなるかなというのは、今ご意見のとおりだなというふうに私も同様に捉えます。

ただ、やっておられる流れの中において、業界のことは私はわかりません。しかし、本当にそうであるのか否かという点が心のどこかに私はございます。ですから、それなりのご意見という部分を、今後どのようなお話されていくのか、それらも伺いながら対応してまいりたいと。私ども役所側のほうがあえて、わざとフェンスをつくっている、垣根をつくっているわけではございませんので、あたかも役所のほうがというような捉え方、ニュアンスに聞こえるようなこともままありますが、役所がやっているわけではございません。そのことはご理解賜りたいなというふうに思います。

今、申し述べたご意見、私も実は同感でございます。かえってそういうふうになっていったらそのほうがいいんだろうなというふうに思っておりますので、ご理解賜りたい、そう思います。

議 長（苫米地繁雄君）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第33号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (苫米地繁雄君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第33号 工事の請負契約については、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第21 議案第34号 財産の取得についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

総務課長。

総務課長 (下田正幸君)

議案第34号 財産の取得についてご説明いたします。

本案は、次のとおり財産を取得するための購入契約を締結するものであります。

なお、別冊の補足資料19ページもあわせてごらんください。

取得する財産、六戸町町民バス1台。

契約金額、720万3,600円。この金額は消費税を含むものでございます。

契約の相手方、青森県十和田市東三番町38番地27号、会社名、青森三菱ふそう自動車販売株式会社十和田営業所、代表者名、所長 田中隆。

以上で、議案第34号の説明といたします。

議 長 (苫米地繁雄君)

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (苫米地繁雄君)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (苫米地繁雄君)

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第34号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (苫米地繁雄君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第34号 財産の取得については、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第22 議案第35号 六戸町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案者の説明が終わっておりますので、直ちに質疑を受けます。

10番、山本君。

10番 (山本 実君)

議案第35号につきまして、教育委員会の委員の任命に新井田秀雄氏を任命することには同意するものであります。

最近の新聞等で記憶をいたしておりますけれども、私の記憶に間違いがなければ、最近学校が荒れる傾向にあるというふうなことを目にしたことがございます。いじめの問題とか、一時頻繁のように報道されていたわけでありまして、そこで町長にお尋ねをいたします。町内の学校におきまして、最近学校の現状どのようになっているのか。いじめとか、そのような暴力的なそういう事件というんですか、事案というんですか。起こったことが報告されているのか。ありましたらご答弁いただきたいと思っております。

議 長（苫米地繁雄君）

教育長じゃないですか、町長、いいですか。

町長。

町 長（吉田 豊君）

もし、詳細であれば教育長のほうからのほうがいいと思いますが、実際は、内部的には注意すべき点は、校長先生初め皆さんあると思います。その点は教育委員会のほうにもすぐ連絡来るような形をとっております。

また、大きく、そのような教育委員会含め、皆さんで検討すべき点がございまして、私どもにも、詳細は別にいたしましても、このようなことがある旨のことは教育委員会のほうから連絡を受けるように、やっぱり住民のことでございまして、あるようになっております。

ただ、昨今では、大きくはそのような、今、学校が荒れてというような報告は私どものほうでは承ってはおりません。もし、足りなければ教育長のほうから補足……よろしいですか。

（「報告があるかというか」の声あり）

町 長（吉田 豊君）

現在はそういう大きい、乱れているということはございません。

議 長（苫米地繁雄君）

山本君。

10番（山本 実君）

町長、ないんだというふうな、報告がないんだと。いわゆるそのような事件等が特別起きていないというふうに理解いたしましたけれども、そこで、教育委員会、実はきのうでした。教育課長、教育長とお話をさせていただいたわけでありましてけれども、なぜ私がこのようにあえてお話をするかというと、やはりこのような問題、きのう話をしたみたいで、私のほうから事実関係を申し上げていたわけでありましてけれども、教育長もそのとおりだと、事実関係はそうだというふうにお話をいたしました。あのような一つの暴力事件が発生をしている。なぜそれを町のトップに報告はしないんですか。私はあのような問題というものは皆さんで共有して、

P T Aの方々も共有して、地域の方々も共有して、学校側も共有して、我々も、そして、その問題の解決、今後起こらないようにはどうしたらいいのかというふうなものは考えていかなければならないわけなんです。どうして報告しないんですか、こういうふうな事件があったよと。

それと、いわゆるそれに対する今後の対応策というふうなものはしっかりと定めていかなければならないわけでありまして。当然、学校側のほうにお願いをしたり、要望をしたり、教育委員会の立場として当然のことであると思うんですが、そういうふうなところはどうなっているのか、改めて、議場でありますけれども、お尋ねをいたします。

議 長（苫米地繁雄君）

教育長。

教育長（櫻田泰弘君）

子供たちの動向について、町長に報告すべき事項は報告しております。町長不在のときには、副町長にきちっと報告は申し上げております。

対応策も全て子供のプライバシーとかいろいろな、私たち考えるのは、子供がそれこそ平均年齢、今、男は80歳、女性は83歳から84歳ですよ。ですから、子供たちは今から70年の人生を歩むということをもまず第一優先に考えて、子供たちの成長を促していくような形で対応はしています。ですから、町長、副町長のほうには子供の動向は全て上げてあります。

それから、いじめに関しては、各学校とも学期に1回は必ずアンケート調査をし、その結果を上げることになっております。

（「この前のは報告したということですか」の声あり）

町 長（吉田 豊君）

教育長。

教育長（櫻田泰弘君）

この間の件は、副町長さんのほうにご報告は申し上げてあります。必ずどっちかには報告は上げています。

議 長（苫米地繁雄君）

山本君。

質問受けますけれども、本来はこれ案件がちょっと違うので、今後別の場所で尋ねられてもらいたいと思いますが、今回は受けましょう。

どうぞ。

10番（山本 実君）

まず、ひとつ事が大きくならないうちに、やはり小さいうちに芽を摘んでおかなければならないわけですから、むしろ、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

議 長（苫米地繁雄君）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第35号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第35号 六戸町教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、日程第23 推薦第1号 六戸町農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

本案は、当議会が推薦した六戸町農業委員会委員2名が平成26年7月19日をもって任期満了となることに伴い、農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定により、後任者2名を当議会で推薦するものであります。

お諮りいたします。

六戸町農業委員会委員に、住所、六戸町大字犬落瀬字柴山4番地77、氏名、久田伸一君、生年月日、昭和25年11月23日。住所、六戸町大字折茂字今熊6番地、氏名、古里厚子君、生年月日、昭和31年10月18日。以上の2名を推薦したいと思いますが、2名のうち1名は議員であり、地方自治法第117条の規定に該当しますので、久田伸一君の退場を求めます。

（3番（久田伸一君）退場）

議 長（苫米地繁雄君）

お諮りいたします。

久田伸一君を六戸町農業委員会委員に推薦することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

ご異議なしと認めます。

よって、久田伸一君を六戸町農業委員会委員に推薦することに決定いたしました。

久田伸一君の入場を求めます。

（3番（久田伸一君）入場）

議 長（苫米地繁雄君）

お諮りいたします。

古里厚子君を六戸町農業委員会委員に推薦することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

ご異議なしと認めます。

よって、古里厚子君を六戸町農業委員会委員に推薦することに決定いたしました。

以上で、本定例会に付議されました事件は全て議了いたしました。先ほどの山本議員さんの質問に対しての答弁が残っているようですので、それを今したいということで。

総務課長。

総務課長（下田正幸君）

資料のほう準備していなくて大変申しわけございませんでした。

先ほどの議案第33号 工事の請負契約についての山本議員からのご質問ですけれども、予定価格は、それからそれに対する落札率はどういうご質問でしたが、予定価格については8,380万円、これは税抜きの金額でございます。それに対する落札額が8,200万円ですので、その率といたしましては97.9%ということになります。

以上でございます。

議 長（苫米地繁雄君）

わかりました。

これをもちまして、平成26年第2回六戸町議会定例会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

閉会（午前11時32分）